

## 第17回入善町農業委員会議事録

令和6年12月9日午後1時30分から第17回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名

委員現在数 17名

出席委員 15名

|             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 2番 廣 清 奈緒美  | 3番 寺 田 晴 美  | 4番 森 下 さゆり  | 5番 森 下 吉 光  |
| 6番 上 田 幸 嗣  | 8番 竹 田 隆 浩  | 9番 嶋 先 良 昭  | 10番 安 藤 清 雅 |
| 12番 米 山 義 隆 | 13番 坪 野 和 夫 | 14番 前 田 俊 彦 | 15番 永 山 美 和 |
| 16番 亀 田 英 司 | 17番 上 野 好 雄 | 18番 田 中 吉 春 |             |

欠席委員 2名

1番 五十里 章      11番 小 林 真一郎

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

|          |      |         |
|----------|------|---------|
| 入善町農業委員会 | 事務局長 | 長 島 努   |
| 入善町農業委員会 | 係 長  | 川 原 弘 美 |
| 入善町農業委員会 | 主 任  | 浜 西 亮 介 |
| 入善町農業委員会 | 主 事  | 南 茂 和佳菜 |

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会期及び議事日程の件                  |
| 日程第2 | 議事録署名委員決定の件                 |
| 日程第3 | 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第61号 農用地利用集積計画の決定について     |

議長（米山 義隆）

皆さんおつかれさまです。師走に入りまして、寒さが厳しくなってきたところであります。先月ですが、27、28日と東京で農業者年金加入セミナーと全国農業会議が70周年ということで、式典と全国農業委員会会長代表集会に参加してきました。黒部市の会長と市場調査ということで、米価が上がっているということで実際に小売はどうなっているのか見に行こうと。今、SDS米の関係で台湾産のジャポニカ米を販売したということで、池袋の店舗を見てきました。全体的に米の価格は高いなと輸入している台湾産も日本産も。ただ米価が上がったということが農家にばかり目を向けられるのは困るなど。適正価格ということで、そこに携わる中間の卸しがどのように価格形成をしているのかということ、消費者の皆様とにかく農家が経営努力を行っているかということ伝えていくかということを書いてまいりました。とりあえず今年は米価が上がったとはいえ、コストに追いつかない部分もあり、来年度もまたきちんと収穫できて価格が安定することを願っております。また、季節柄体調を崩さないように過ごしていただいて良い年を迎えていただければと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、

日程は第1より第4の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。2番廣瀬委員と18番田中委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町蛇沢〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は647㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町蛇沢〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町蛇沢〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、以前から譲受人が耕作を希望しておりましたが、五反要件により取得ができませんでした。令和5年4月1日に五反要件が廃止され、申請地を譲受人が取得できるようになったため、今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業日数は年間150日を予定しており、必要な農作業に従事すると見込まれること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、竹田委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、農地の所在地は、入善町高瀬〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は150㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、東京都〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇さん、譲受人は、新潟県〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、譲渡人所有の空き家、入善町高瀬〇〇に隣接しており、譲渡人と譲受人の間でこの空き家の売買を行うにあたり、隣接する農地も空き家とともに、譲受人に所有権移転するため、今回の申請に至りました。

また、所有権移転後に譲受人はこの空き家に居住予定であり、申請地は畑として利用する予定です。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業日数は年間150日を予定しており、必要な農作業に従事すると見込まれること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、竹田委員にいただいております。

続きまして、申請番号3番、農地の所在地は、入善町青島〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は136㎡です。

申請地の位置図は、議案書の3ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町青島〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町入膳〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、譲受人の新築住宅建設予定地、入善町青島〇〇〇に隣接しており、隣接する農地も新築住宅とともに、譲受人に所有権移転するため、今回の申請に至りました。

また、譲受人はこの新築住宅が完成後、居住予定であり、申請地は畑として利用する予定です。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業日数は年間200日を予定しており、必要な農作業に従事すると見込まれること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、五十里委員にいただいております。

また、本日欠席の五十里委員からは事務局の説明のとおりと伺っております。

以上3件です。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、2番について、竹田委員より説明をお願いします。

竹田委員

事務局から説明があった通りになります。1件目は、面積要件が解除されたということで、今回取得の申請になりました。2件目は空き家バンクに付随する農地ということで、特に問題はないと考えハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございます。それでは、この案件について質疑等を行いたいと思います。各委員からどなたでもご発言いたします。

田中委員

3番についてですが、申請地の横の空白になっているところが、いずれ宅地になると思いますが、その手続きはどうなっていますか。

事務局

この土地について、令和4年にすでに転用許可を受けてまして、申請者の資金繰りの関係で工事が遅れていましたが、現在着手に入ったとのことです。今年の夏ごろには完成予定と聞いております。

議長（米山 義隆）

2番目の土地は最近何かあった土地ですか。

事務局

地図上の〇〇番地はドッグラン建設用に以前申請のあった土地になりますが、今回の申請とは関係ありません。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することと決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第61号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第61号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。

令和6年12月9日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

今回は、件数が多いため別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、21件、45筆、60,642㎡

再設定は、104件、356筆、679,734㎡

合わせて125件、401筆、740,376㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

安藤委員

〇〇営農組合の契約期間についてですが、令和56年になっているのはなぜですか。

事務局

来年度から相対契約ができなくなるということで、今できる相対契約の最長期間が50年のため、50年にされたとのこと。

森下さゆり委員

50年の間で、年貢代の金額はどうされますか。

事務局

標準賃借料で自動で変動される場合もありますが、こちらは〇〇営農で定める金額となっており、協議で決める金額になるので、同じ賃借料が続くわけではないと思います。

上野委員

〇〇〇〇営農さんですが、賃借料が17,000円と11,000円があるのですが、これはどういった違いですか。

事務局

賃借料については、こちらから提示しているわけではないですが、おそらく組合員か員外かという違いかと思います。

議長（米山 義隆）

相対での50年ということですが、〇〇〇〇〇さんはどうですか。

事務局

〇〇〇〇〇さんも今回、終期を迎えられたので、更新で15年ということでしたのでそういう契約になっています。

議長（米山 義隆）

来年度が標準賃借料の更新の時期ですので、各地区の農家さんの声を聞いていただきたいなど。先ほど森下委員が言われたとおり、改定がある場合、注意書きを記載していると思いますので。よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第61号農用地利用集積計画の決定について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和7年1月9日木曜日午後3時00分より行います。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（新年会について説明）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第17回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総

会は令和7年1月9日木曜日、午後3時00分になります。

(閉会 午後2時00分)

--